

実務に役立つ税務・労務管理に関する知識が学べます!!

令和7年度 下期特別研修会のご案内

この度、税務協力団体五者（税理士会・間税会・納税貯蓄組合連合会・青色申告会・法人会）共催による「令和7年度下期特別研修会」を下記により開催致します。

前橋税務署の担当者並びに弁護士の先生を講師に、税制改正事項などの税知識、中小企業の経営者が知っておくべき労務管理や法律知識など、実務に役立つ最新の情報を分かりやすく解説致します。

総務・経理等の実務を担当されている皆様にぜひご受講頂きたくご案内申し上げます。

記

1. 研修会場 前橋問屋センター会館 2階 会議室（問屋町2-2 TEL 027-251-1175）
2. 研修日時 11月10日（月）
19日（水） 各日とも午後1時30分より3時30分まで
27日（木）
3. 定 員 100名（各事業者複数名の申し込み可 定員になりしだい締切）
4. 受講料 無 料
5. 申込期限 10月末日
6. 申込方法 下記の「受講申し込み欄」に必要事項をご記入の上、FAX又は郵送にて前橋法人会事務局にお申し込み下さい。

【申し込み・問い合わせ先】

一般社団法人 前橋法人会 事務局

〒371-0017 前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館4階

FAX 027-232-1380 TEL 027-234-2248

日 程	研 修 テ ー マ	講 師
11月10日 （月）	開講挨拶 ◎税のよもやま話 私の調査の経験談を交えながら、税務調査のあれこれや税務行政の考え方などをお話しします。	前橋税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 山口 克彦氏
11月19日 （水）	◎問題社員に対する懲戒処分を巡る問題（仮） 「経歴詐称の従業員を懲戒解雇できるか」「能力不足でミスを繰り返す社員への処分のポイント」「ハラスメントを繰り返す社員への懲戒処分」などなど、事例ごとにどのような懲戒処分を選択すべきかのポイント・問題点等を解説します。	弁護士法人釘島総合法律事務所 弁護士 石渡 啓介氏
11月27日 （木）	◎令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について 源泉所得税の年末調整時における「所得税の基礎控除の見直し」「給与所得控除の見直し」「特定親族特別控除の創設」「扶養親族等の所得要件の改正」等の事務の留意点について解説します。 ◎納税等のデジタル化について 「キャッシュレス納付」や「納税証明書のオンライン請求」等について説明します。	前橋税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官 猪俣 則夫氏 管理運営部門 統括国税調査官 剣持 博章氏

【受講申し込み欄】

事業者名		業 種	
所 在 地		T E L	
受	氏 名	所属部署・役職	受講希望日
講	氏 名	所属部署・役職	受講希望日
者	氏 名	所属部署・役職	受講希望日